

第7章 緑地の配置方針

ここでは、基本方針で定めた4つの柱にもとづき、配置方針を定めます。

7-1 まちの「環境」を守る

(1) 配置方針

まちの「環境」を守るため、環境保全機能の解析・評価結果を踏まえる中、都市の骨格形成や希少種をはじめとする野生動植物の生息域、歴史的風土の保全、快適な生活環境あるいはヒートアイランド現象の緩和等環境の維持・改善機能を有する緑地の配置を行います。

(2) 配置計画

- 本町の骨格を形成する緑地として、三河湾国定公園を含む樹林地や一級河川の広田川、柳川、相見川、尾浜川、赤川、須美川を位置づけます。
- 優れた自然を有する緑地として、三河湾国定公園を含む樹林地や大井池を位置づけます。
- 優れた歴史的風土を有する緑地として、熊野神社、鷺田神明宮、本光寺、蘇美天神社等の一団の社寺林や天然記念物である深溝断層を位置づけます。
- 快適な生活環境に資する緑地として、広田川などの河川や社寺林、幸田中央公園などの都市公園や坂崎緑地などの都市緑地を位置づけます。
- 優れた農地となっている緑地として、生産力の高い農用地区域を位置づけます。
- 動植物の生息地や移動経路となる緑地として、樹林地、河川、大井池などのため池、菱池周辺などの農地を位置づけます。



■ 優れた自然を有する大井池



■ 歴史的風土を有する本光寺



■ 快適な生活環境に資する幸田中央公園

-
- ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の維持・改善に資する緑地として、樹林地、河川、ため池、社寺林、都市公園、緑化された道路などを位置づけます。



■優れた農地



■釜ヶ石池と背後の樹林地

7-2 まちの「生活」を快適にする

(1) 配置方針

まちの「生活」を快適にするため、レクリエーション機能の解析・評価等を踏まえる中、自然とのふれあいに対する需要の高まりや日常圏・広域圏におけるレクリエーション需要に応じた緑地の配置を行います。

(2) 配置計画

- 自然とのふれあいの場となる緑地として、三河湾国定公園など樹林地や社寺林、河川やため池などの水辺空間、豊かな自然を有する都市公園（近隣公園規模以上）を位置づけます。
- 日常圏におけるレクリエーションの場となる緑地として、身近な都市公園や公共施設緑地（住民広場、農村公園、児童遊園、ちびっ子広場等）、熊野神社などの社寺を位置づけます。
- 広域圏におけるレクリエーションの場となる緑地として、国定公園、幸田中央公園などの地区公園、本光寺、大井池、旧三河湾・三ヶ根山スカイライン、遠望峰山の健康の道を位置づけます。
- なお、都市公園の配置については、量的及び誘致圏の不足状況等を踏まえて検討を行います。
- また、市街地・集落地と都市拠点・緑の拠点（都市公園、身近な自然、観光施設等）を河川や緑道、都市計画道路等で結ぶ「水と緑のネットワーク軸」を位置づけます。

○ 日常圏におけるレクリエーションの場



■ 郷前公園（街区公園）



■ 天池公園（街区公園）

○ 自然とのふれあいや広域圏におけるレクリエーションの場



■ 深溝運動公園（地区公園）

(3) 都市公園の配置検討

本町の一人当たりの都市公園面積は 9.45 m²/人（愛知県平均 7.02 m²/人、いずれも平成 20 年 3 月 31 日現在）と高い水準にありますが、町民意識調査結果などから「日常利用できる身近な公園整備」や多様なニーズに対応した「特徴ある公園整備」が求められていることから、このような視点に配慮した配置の検討を行います。

① 都市公園の配置にあたっての基本的な考え方

都市公園の標準的な整備水準（一人当たりの公園面積）から本町及び将来市街地に必要な都市公園を試算すると、下表に示すように、住区基幹公園は充足、都市基幹公園は1箇所程度必要となります。

住区基幹公園については、量的には充足していますが、誘致圏からみるとアクセス不便地区がみられることから、これを解消するような配置を行います。

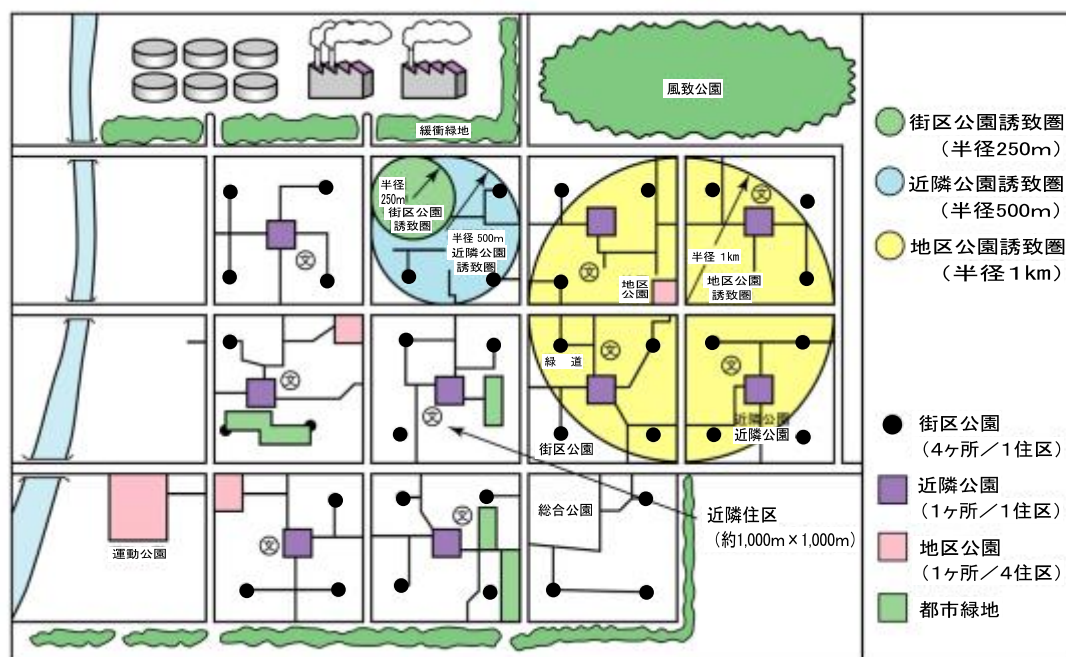
都市基幹公園については、多様な公園ニーズへの対応や地域資源活用の観点から、候補地の検討を行うものとしします。

■目標年次（平成42年）における都市公園の整備必要量

公園種別		標準対象人口（人）	対象人口（人）	整備水準 ㎡/人	整備目標 (ha)	標準規模 (ha)	標準箇所	現況箇所	必要箇所
			①	②	③=①×②	④	⑤=③/④	⑥	⑤-⑥
住区基幹公園	街区公園	2,500	市街化区	1.0	3.13	0.25	13	22	0
	近隣公園	10,000	域内人口	2.0	6.26	2.00	3	4	0
	地区公園	40,000	31,320	1.0	3.13	4.00	1	2	0
都市基幹公園	総合公園	100,000	都市計画	1.0	4.64	10～50	1	0	1
	運動公園	100,000	区域内人口 46,400	1.5	6.96	15～75		0	

注：整備水準は国の基準等による標準的なもの。

街区公園の現況箇所は既存の12箇所に、現在計画されている相見地区の9箇所及び幸田駅前地区の1箇所を計上。



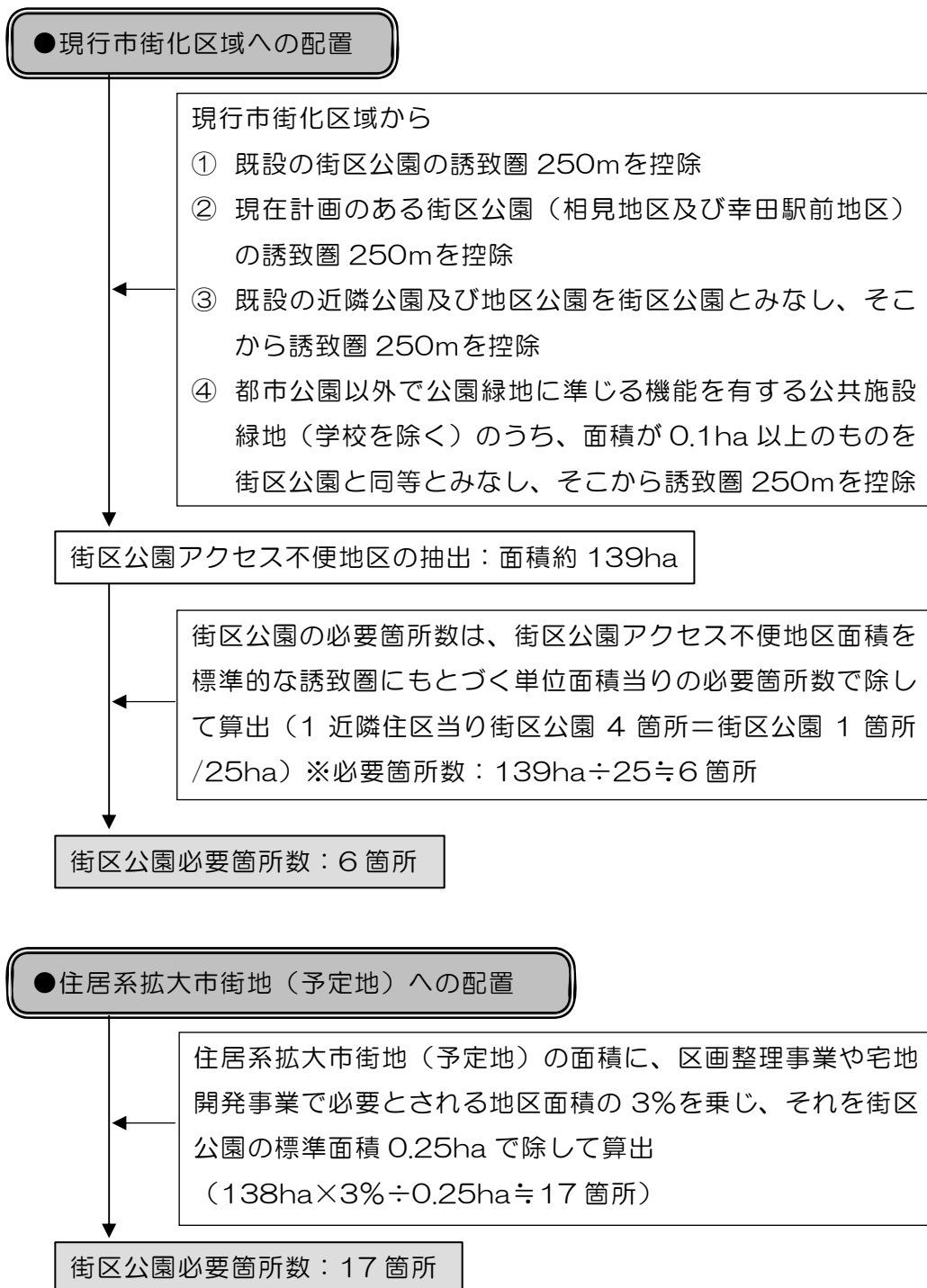
■都市公園の配置イメージ

② 都市公園の配置計画

【住区基幹公園】

1) 街区公園

街区公園は、現行市街化区域の街区公園アクセス不便地区及び住居系拡大市街地（予定地）に配置します。



以上より、街区公園は、現在計画のある相見地区 9 箇所及び幸田駅前地区 1 箇所、欠間地区の欠間公園 1 箇所の他、現行市街化区域内の街区公園アクセス不便地区内に 6 箇所、拡大市街地（予定地）内に 17 箇所の計 46 箇所を配置します。

集落地については、既存の公共施設緑地や民間施設緑地（社寺等）で対応する方針とします。

■街区公園の配置計画

区 分	現況 平成 20 年		中間年次 平成 32 年		目標年次 平成 42 年	
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
既存街区公園	12	2.65	12	2.65	12	2.65
相見地区・幸田駅前地区	—	—	10	1.77	10	1.77
欠間地区	—	—	1	0.20	1	0.20
街区公園アクセス不便地区	—	—	3	0.75	6	1.50
拡大市街地（予定地）	—	—	8	2.00	17	4.25
計	12	2.65	34	7.37	46	10.37
合計	46 箇所 10.37ha					

注：中間年次（平成32年）においては、新規整備の約半分を計上しています。

■街区公園の内訳

既存			新設				
			相見地区等			街区公園アクセス不便地区 及び拡大市街地内	
名称	面積 (ha)		名称	面積 (ha)		名称	面積 (ha)
街-1 里公園	0.95		街-13 1号公園	0.18		—	5.75
街-2 沢渡公園	0.25		街-14 2号公園	0.17			
街-3 里前公園	0.19		街-15 3号公園	0.13			
街-4 舟山公園	0.14		街-16 4号公園	0.20			
街-5 内池公園	0.17		街-17 5号公園	0.30			
街-6 駅西公園	0.15		街-18 6号公園	0.18			
街-7 仲田公園	0.21		街-19 7号公園	0.10			
街-8 三ヶ根南公園	0.10		街-20 8号公園	0.16			
街-9 郷前公園	0.10		街-21 9号公園	0.25			
街-10 山添ふれあい公園	0.14		街-22 幸田駅前の公園	0.10			
街-11 沢田公園	0.12		街-23 欠間公園	0.20			
街-12 天池公園	0.13						
合計	12 箇所	2.65	11 箇所	—	1.97	23 箇所	5.75
46 箇所 10.37ha							

注：新設のうち、街区公園アクセス不便地区及び拡大市街地内のものは、1箇所当りの面積を標準の0.25haとして計上

2) 近隣公園

近隣公園は、量的には充足していますが、現行市街化区域の北部と南部が近隣公園アクセス不便地区となっていることから、これらに対応した公園配置を行う必要があります。

現行市街化区域内の近隣公園アクセス不便地区内において、近隣公園の標準規模（2ha）を確保することは困難なことから、北部と南部それぞれの現行市街化区域に隣接する拡大市街地（予定地）内において、それぞれ1箇所ずつ、計2箇所を配置します。

■近隣公園の配置計画

区 分	現況 平成 20 年		中間年次 平成 32 年		目標年次 平成 42 年	
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
既存近隣公園	4	15.10	4	15.10	4	15.10
近隣公園アクセス不便地区	—	—	—	—	—	—
拡大市街地（予定地）	—	—	1	2.00	2	4.00
計	4	15.10	5	17.10	6	19.10
合計	6箇所 19.10ha					

注：中間年次（平成32年）においては、新規整備の半分を計上しています。

■近隣公園の内訳

既存			新設		
名称		面積 (ha)	名称		面積 (ha)
近-1	幸田公園	2.90	近-5	新規	2.00
近-2	彦左公園	3.40	近-6	新規	2.00
近-3	永野公園	5.80			
近-4	幸田とぼね運動公園	3.00			
合計	4 箇所	15.10	2 箇所		4.00
	6 箇所 19.10ha				

注：新設のものは、1箇所当りの面積を標準の2.00haとして計上

3) 地区公園

地区公園は、量的には充足していますが、現行市街化区域の北部が地区公園アクセス不便地区となっています。

しかしながら、この地区公園アクセス不便地区周辺においては、上記に示した近隣公園が計画されていること、また、菱池遊水地の整備による緑地整備（あるいは後述の総合公園としての整備）が予見されることなどから、新たな配置は行わない計画とします。

■地区公園の配置計画

区 分	現況 平成 20 年		中間年次 平成 32 年		目標年次 平成 42 年	
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
既存地区公園	2	13.62	2	13.62	2	13.62
地区公園アクセス不便地区	—	—	—	—	—	—
拡大市街地（予定地）	—	—	—	—	—	—
計	2	13.62	2	13.62	2	13.62
合計	2箇所 13.62ha					

注：地区公園の新規配置は行いません。

■地区公園の内訳

既存			新設		
名称		面積 (ha)	名称		面積 (ha)
地-1	幸田中央公園	6.16	—	—	—
地-2	幸田町深溝運動公園	7.46	—	—	—
合計	2箇所	13.62	—	—	—
	2箇所 13.62ha				

注：地区公園の新規配置は行いません。

【都市基幹公園】

1) 総合公園

総合公園の候補地は、前回の本計画において位置づけられていた「道の駅周辺地区」と、防災上の観点から整備が急務となっている「菱池遊水地周辺地区」の2箇所が考えられます。

本計画においては、これらの候補地についての位置特性等を整理し、今後、総合公園整備の具体化に合わせ、候補地の決定を行うものとします。

■総合公園の候補地比較（案）

	道の駅周辺地区	菱池遊水地周辺地区
位置	・都市拠点から離れる ・丘陵地	・都市拠点に近接 ・農地
交通利便性	・道路：名豊線、国道23号線、町道よりアクセス ・鉄道：幸田駅から約2km	・道路：新規町道よりアクセス ・鉄道：幸田駅及び（仮称）相見駅から約1.5km
親水性	・河川とは離れている	・広田川に隣接している
周辺環境	・樹林地に囲まれている	・田園に囲まれている
眺望	・高台のため眺望が期待できる	・広々とした田園景観が望める
開発コスト	・造成費比較的高い	・造成費比較的低い
降雨後の利用	・基本的に制約を受けない	・一定期間制約を受ける可能性がある

配置規模については、総合公園の標準規模の下限值である10haとします。

【参考】総合公園の整備水準から算出した数値

$$\text{将来人口 } 46,400 \text{ 人} \times 1 \text{ m}^2/\text{人（総合公園）} = 4.64\text{ha}$$

■総合公園の配置計画

区 分	現況 平成20年		中間年次 平成32年		目標年次 平成42年	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
既存総合公園	—	—	—	—	—	—
新規総合公園	—	—	1	5.00	1	10.00
計	—	—	1	5.00	1	10.00
合計	1箇所 10.00ha					

注：中間年次（平成32年）においては、新規整備の半分を計上しています。

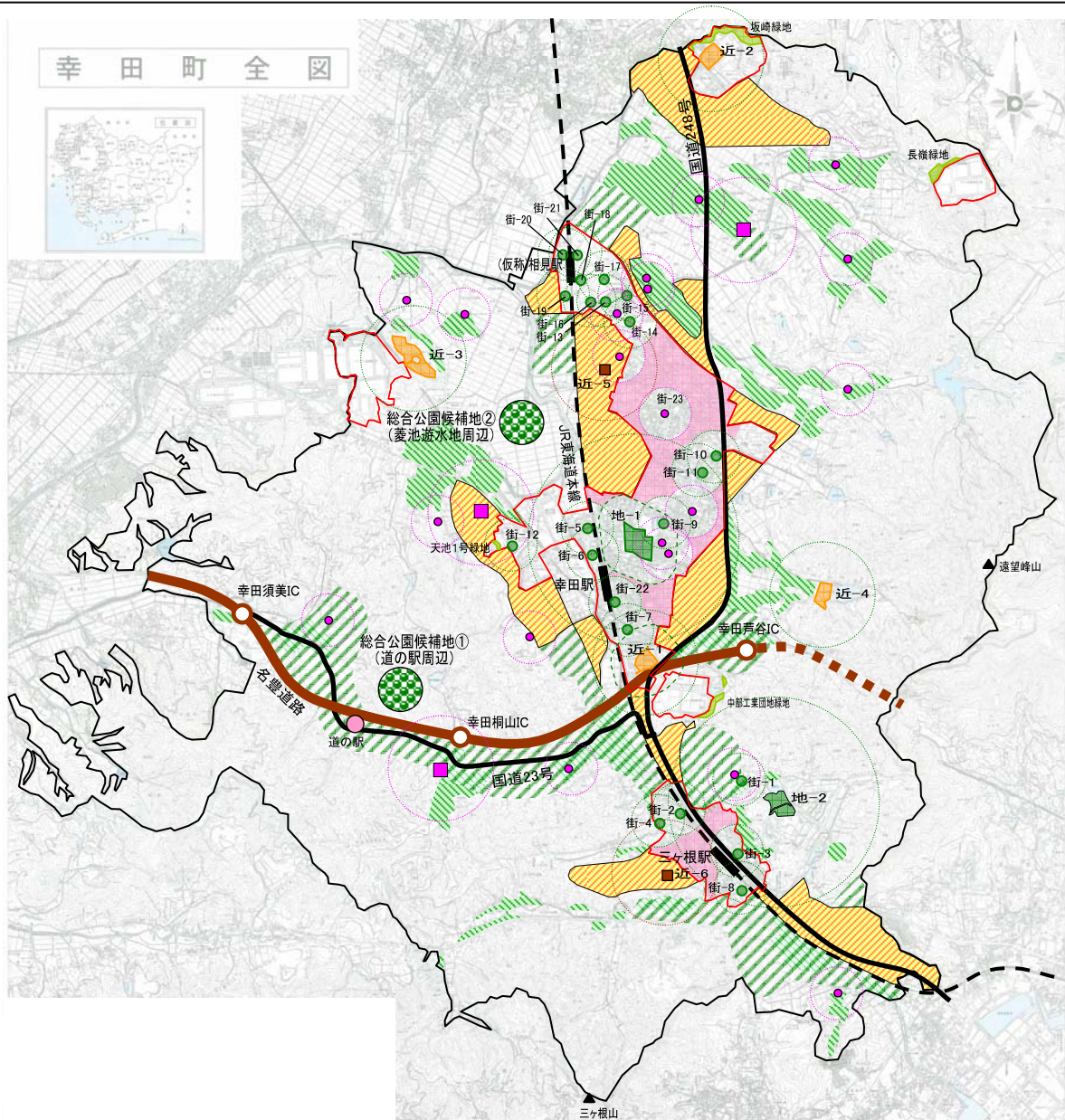
■総合公園の内訳

既存			新設		
名称		面積 (ha)	名称		面積 (ha)
—	—	—	総-1	(仮称)幸田町総合公園	10.00
合計	—	—	1箇所		10.00
	1箇所 10.00ha				

注：図には候補地として2箇所提示しています。

2) 運動公園

運動公園については、幸田中央公園や深溝運動公園等において、運動機能を有する公園が既に整備されていること等を鑑み、新たな配置は行わない計画とします。

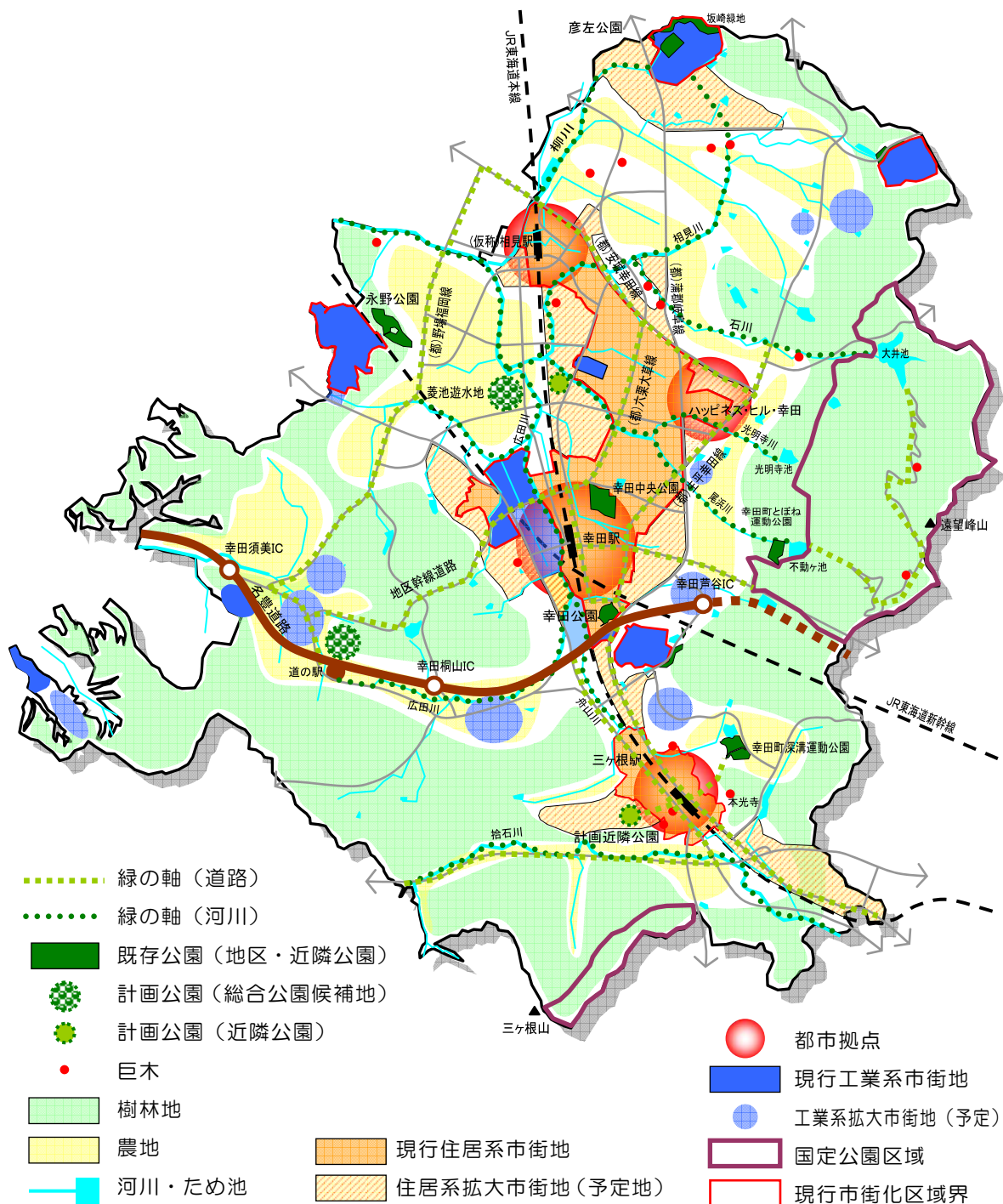


- Figure 2: Map of Comprehensive Park Potential Areas. The map shows various zones with different colors and patterns. A legend on the right explains the symbols: red outline for 'Existing Urban Area', green diagonal lines for 'Settlement', yellow diagonal lines for 'Expanded Urban Area (Designated Land, Residential Areas, etc.)', green and white diagonal lines for 'Green and Urban Symbiosis Area', and green checkered pattern for 'Comprehensive Park Potential Area'. On the left, four circular diagrams illustrate the 'Standard Induced Area' for different park types: 1. District Park (250m radius), 2. Neighboring Park (500m radius), 3. Regional Park (1km radius), and 4. District Park Access Unconvenient Area (139ha, excluding industrial areas).

■都市公園の配置方針図

(4) 水と緑のネットワークの配置計画

本町の都市拠点や緑の拠点（国定公園、総合公園、地区公園、近隣公園等）、巨木などを道路や河川などの緑の軸で結ぶことにより、水と緑のネットワークを形成します。道路は沿道を含め緑化を推進するとともに、河川沿いは歩行者道や自転車専用道などの配置を推進します。



■水と緑のネットワーク図

水と緑のネットワークとして、市街地や集落地と都市拠点を緑の軸（河川や街路樹等のある道路）で結ぶことにより、公共交通の利用促進につながり、コンパクトな市街地形成を支えるものとなります。

また、市街地や集落地と緑の拠点を緑の軸で結ぶことにより、整備内容の異なる公園の利用しやすい環境が整い、公園利用者の選択肢が広がるものとなります。

なお、移動空間を花いっぱい運動等で緑の空間として連続させることにより、歩行者や自転車等による移動の快適性が向上し、利用増進につながるものとなります。

以下に、水と緑のネットワークによる連絡地点と移動空間のイメージを整理します。

■水と緑のネットワークによる連絡地点と移動空間のイメージ

連絡地点	移動空間
北部市街地  （仮称）相見駅周辺	・相見川や柳川沿いの歩行者道、自転車専用道等により連絡します。
（仮称）相見駅周辺  ハッピーネス・ヒル・幸田周辺  幸田駅周辺	・都市拠点間は、都市計画道路の緑化された歩道空間により連絡します。 ・また、これを補完する形で河川沿いの歩行者道や自転車専用道を位置づけます。
幸田駅周辺  三ヶ根駅周辺	・（都）蒲郡岐阜線の沿道緑化空間及び舟山川沿いの歩行者道や自転車専用道により連絡します。
道の駅周辺（総合公園候補地）  幸田駅周辺や（仮称）相見駅周辺	・（都）野場福岡線の沿道緑化空間及び地区幹線道路、広田川沿いの歩行者道や自転車専用道により連絡します。
菱池遊水地（総合公園候補地）  都市拠点	・広田川沿いの歩行者道や自転車専用道により都市拠点と連絡します。 ・親水拠点の整備も推進します。
三ヶ根駅周辺  本光寺、幸田町深溝運動公園  計画近隣公園	・本光寺や計画近隣公園を町道により連絡します。 ・本光寺へのアプローチ道路となるため沿道に紫陽花の植栽などを行います。
（仮称）相見駅周辺  大井池・不動ヶ池  都市拠点	・大井池までは石川沿いの歩行者道や自転車専用道により連絡します。 ・大井池と不動ヶ池は健康の道により連絡します。 ・健康の道沿道は四季の花などによる緑化を推進します。
三ヶ根駅周辺  南部市街地・集落地	・（都）蒲郡岐阜線の沿道緑化空間や拾石川沿いは桜並木などによる緑化を推進します。

7-3 まちの「安全」を守る

(1) 配置方針

まちの「安全」を守るため、防災機能の解析・評価結果を踏まえる中、自然災害の危険防止、人為災害の危険防止、身近な避難地や避難路、広域的な避難地や避難路、災害に強い都市構造の形成等に資する緑地の配置を行います。

(2) 配置計画

- 自然災害の危険防止に資する緑地として、土石流危険区域や急傾斜地崩壊危険箇所の樹林地、調整池機能を有する農地やため池を位置づけます。
- 人為災害の危険防止となる緑地として、坂崎緑地などの緩衝緑地を位置づけます。
- 身近な避難地となる緑地として、市街地や集落地の都市公園や公共施設緑地などを位置づけます。また、身近な避難路として、延焼遮断帯としても機能する緑化された道路を位置づけます。
- 広域的な避難地として、地区公園の幸田中央公園や総合公園候補地を位置づけます。また、広域的な避難路として、緊急輸送道路となる国道 248 号、国道 23 号、県道幸田石井線を位置づけます。
- 災害に強い都市構造の形成に資する緑地として、延焼遮断となる緑化された道路や広幅員道路（緊急輸送道路）、幸田中央公園などの都市公園を位置づけます。



■避難路となる緑化された道路（(都) 相見線）



■広域的な避難地となる幸田中央公園

【参考】防災に資する公園・緑道の種類・役割等

種 類		役 割	標準的 公園種別
避難地	広域避難地の機能を有する都市公園	大震災等の災害が発生し広域的避難が必要になった場合、最終避難地となる都市公園。	総合公園
	一次避難地の機能を有する都市公園	大震災等の災害が発生し広域的避難が必要になった場合、最終避難地に到るまでの一時的避難地となる都市公園、広域的避難が必要でない場合は最終避難地、一時的避難生活の場となる。 また、スペースに余裕がある場合は物資の配給、避難生活者へのサービス提供の場となる。	地区公園 近隣公園 街区公園
復旧・復興活動拠点	広域防災拠点の機能を有する都市公園	主として広域的な復旧・復興活動の拠点となる都市公園。 自衛隊等緊急援助団体の中心基地、緊急物資の備蓄、他地域から届く援助物資の集配、復旧・復興活動の計画・指示などの拠点となる。	広域公園
	地域的拠点	主として地域的な復旧・復興活動の拠点となる都市公園。 緊急物資の備蓄・配給所、自衛隊や電気・ガスの復旧を行う事業者の現場基地になる。	総合公園 地区公園 近隣公園
廃棄物等の堆積・処理の拠点		倒壊した建物・一時的に処理できない廃棄物などが震災時に大量に発生する場合がある。 これらを公園緑地に持ち込むことは望ましいことではない。 しかし、都市機能全体の復旧を早めるにはこのような一時的受け入れスペースは必要不可欠であり、公園緑地に限らず、このような空間を必ず用意しておくことが必要である。	同上
避難路の機能を有する都市公園		道路・河川等と一体となり、広域避難地またはこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難路の機能を果たす緑道。	緑道
石油コンビナート地帯と背後の一般市街地を遮断する緩衝緑地		主として爆発事故の際の災害を防止することを目的とする緩衝緑地としての都市公園。	緩衝緑地

資料：緑の基本計画ハンドブック

7-4 まちの「活力」を向上させる

(1) 配置方針

まちの「活力」を向上させるため、景観構成機能やレクリエーション機能の解析・評価結果を踏まえる中、交流の場や歴史・景観資源となる緑の視点から、都市を代表する自然・歴史的景観、地域や地区を代表する景観、ランドマークや人々の交流の場となる緑地などの配置を行います。

(2) 配置計画

- 都市を代表する自然景観として、市街地や集落地の外周を取り囲む農地や、さらにその外周を取り巻き、まちの領域を構成する緑豊かな樹林地を位置づけます。また、本町を縦貫する広田川や大井池等を本町を代表する水辺景観として位置づけます。
- 本町の代表的な歴史的景観として、また、町内外の人々の交流の場となる観光資源として、本光寺や深溝断層の緑地を位置づけます。
- 地域の歴史的景観として、また、地域の人々の身近な交流の場として、市街地や集落地に位置する緑豊かな社寺を位置づけます。
- 活力ある地域活動や産業活動を支える都市景観として、相見地区や桜坂などの新市街地景観や緑豊かな工業団地などの産業景観を位置づけます。また、人々の多様な交流の場となる駅周辺を都市を代表する景観として位置づけます。
- 町の祭やイベント開催などによる活力を向上させる場として、また地域の交流の場として、新たな都市公園（総合公園や近隣公園）を位置づけます。



■市街地を取り巻く山並み



■深溝断層



■秋葉神社の境内地



■桜坂の街並み



■緑豊かな工業団地

○ ランドマークやシンボルとなる緑として、幸田中央公園や深溝運動公園などの大規模公園や熊野神社、鷺田神明宮、本光寺などの規模の大きな社寺林、また、社寺を中心に分布している巨木などを位置づけます。



■ 緑豊かな熊野神社

○ 上記のような歴史的・自然的・都市的景観資源を、単独の風景ではなく、街並み景観として連続性を確保するため、「幸田町花いっぱい運動」などによる緑や街路樹などによる緑を位置づけます。



■ 緑豊かな街路景観



■ 花いっぱい運動による緑

7-5 総合的な緑地の配置方針

機能別の配置計画及び都市公園の配置方針等を踏まえ、総合的な緑地の配置方針を整理します。

(1) 骨格的緑地の保全、創出

本町の東部及び南部などに広がる樹林地及び市街地や集落地を取り囲む農地は、本町の骨格的緑地として位置づけます。

また、広田川・相見川等の河川は、本町の都市構造上、重要な緑の軸として位置づけます。

(2) 施設緑地の配置計画

市民の多様なニーズに応えるため、総合公園（候補地）、近隣公園、街区公園の配置などにより、目標年次（平成42年）における都市公園等の1人当り面積を20㎡以上確保する計画とします。

① 都市公園

1) 住区基幹公園

多くの市民が日常生活の中で最も身近に利用する公園であり、将来人口及び誘致圏域を勘案し、近隣公園6箇所（既存4箇所、新規2箇所）、街区公園46箇所（既存12箇所、現行計画10箇所（相見地区9箇所、幸田駅前地区1箇所）、欠間地区（欠間公園）1箇所、新規23箇所）を適正に配置します。

なお、地区公園については、新規の配置は行わない計画とします。

2) 都市基幹公園

市民の多様なニーズに対応し、本町を代表する基幹的な公園となる総合公園の候補地を「道の駅周辺地区」と「菱池遊水地周辺地区」にします。

② 公共施設緑地

都市公園以外の公有地、または公的な管理で公園・緑地に準ずる機能を持つ施設（広場、農村公園、児童遊園、ちびっ子広場、運動場、学校のグラウンド）は、街区公園への移行を検討する欠間公園を除き、現況どおり公共施設緑地として配置します。

③ 民間施設緑地

民有地で市街地や集落地において豊かな緑の歴史的景観を有し、地域のコミュニティ活動の場にもなる社寺は、民間施設緑地として配置します。

（３）地域制緑地の配置計画

① 樹林地

三河湾国定公園、保安林、地域森林計画対象民有林に指定された樹林地は、都市環境や景観・防災などの面において重要な緑であることから、その保全・再生を図る緑地として位置づけます。

なお、都市計画マスタープランで位置づけられた拡大市街地（予定地）内の樹林地は減少するものとなりますが、市街地整備時において積極的に緑化に努めるとともに、自然環境に配慮した公園整備などにより、緑豊かな市街地形成を図るものとします。

② 農地

市街地を取り囲む農用地区域は、自然生態系として動植物の生息域であるとともに、周辺の市街地や集落地と一体となった町固有の景観を構成していること、また遊水地機能を有していることなどから、保全を図る緑地として位置づけます。

なお、樹林地と同様、都市計画マスタープランで位置づけられた拡大市街地（予定地）内の農地は減少するものとなりますが、市街地整備時において積極的に緑化に努めるとともに、自然環境に配慮した公園整備などにより、緑豊かな市街地形成を図るものとします。

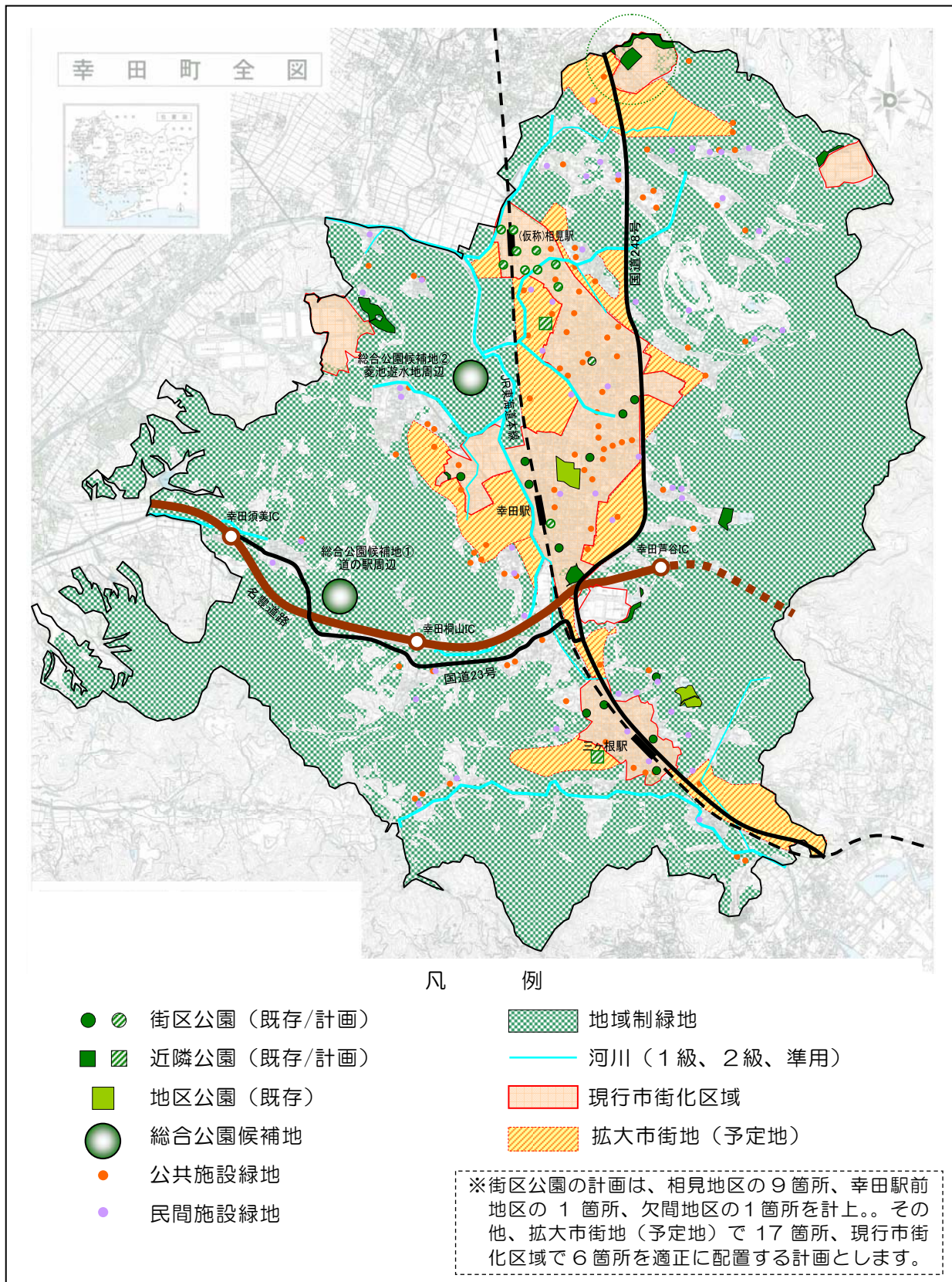
③ 河川

広田川・相見川などの河川は、本町の骨格を形成する重要な緑（水）の軸を形成していることから、散策路や自転車道となる緑のネットワークとして配置を行います。

また、これらの河川は、周囲の農地（水田）に生息する動植物を含め、自然との共生空間であるとともに、市街地や集落地の気温・温度の調節に資する「風の通り道」にもなることから、このような環境を保全する緑地として位置づけます。

④ その他条例にもとづく緑地（天然記念物、史跡）

本町の天然記念物及び史跡となっている深溝断層及び日向山古墳などは、歴史的・文化的価値のある緑地として位置づけます。



■ 緑地の配置計画図